

原子力発電等に関する要請書

全国原子力発電所所在市町村協議会

原子力発電等に関する要請書

福島第一原子力発電所事故の被災地においては、復興への懸命な取組により、一部の地域では復興が進捗しておりますが、5年が経過した今もなお、帰還困難区域における復興の見通しは不透明であり、避難生活の長期化によって新たな課題も生じております。被災地に必要な支援は極めて多岐にわたっており、被災者の意向に応じたきめ細やかな取組が必要とされております。

一方、国民生活や経済、産業を支えるエネルギー政策については、「長期エネルギー需給見通し」が示され、規制基準への適合が確認された原子力発電所の再稼働を進めるという方針の下、川内原子力発電所1，2号機が再稼働いたしました。未だに原子力政策に対する国民理解は十分ではありません。

原子力利用の大前提である住民の安心安全確保のためには、安全規制と防災対策の充実強化に不断に取り組むことは言うまでもありませんが、国は、今一度、原子力政策が国策であることを十分に認識し、自らの責任で示した政策や、自らが行った規制について、国民に対して説明責任を果たすことが必要であります。

さらには、使用済燃料や放射性廃棄物等のバックエンドに係る課題についても、国が強い覚悟と信念を持って、解決に向けた取組を加速させていかなければなりません。

従って、国策としての責任を有する国においては、次の事項に速やかに取り組むよう、総会の総意に基づき強く要請いたします。

平成28年5月19日

全国原子力発電所所在市町村協議会
会長 敦賀市長 淵上隆信

重点項目

【被災地の復興について】

福島第一原子力発電所事故から5年が経過し、「復興・創生期間」として更なる復興の取組が進められるが、今もなお避難している人々に必要な支援は極めて多岐にわたっている。国は、甚大な災害が発生した責任を強く自覚し、責任を持って被災地の意向や実情に即した取組を着実に進めるとともに、福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策においては、国が前面に立って、安全かつ着実に取り組むことを強く求める。

【安全規制・防災対策について】

原子力利用においては、科学的根拠に基づく公平・公正な規制を行うとともに、国民の信頼を得るための取組も積極的に行わなければならない。また、原子力防災については、万一の事態にも対処し得るよう、より具体化を図り、実態に即した対策を講じていく必要がある。国は原子力発電所等の安全性向上と原子力防災対策の実効性向上に不断に取り組むことを強く求める。

【原子力政策について】

エネルギーは社会経済の根幹であり、安全性を前提に供給安定性・経済性・環境適合性を兼ね備えたものでなければならない。国は、エネルギー基本計画に則った原子力発電の利用に着実に取り組むとともに、核燃料サイクル政策の進展や使用済燃料の中間貯蔵、高レベル放射性廃棄物の処理処分といったバックエンドに関する課題の克服に全力で取り組むことを強く求める。

【立地地域対策について】

立地地域は長年にわたり、原子力発電を地域の主要産業として受け入れ共存してきたが、原子力発電所の長期停止や廃炉により、地域経済にも大きな影響が生じることが懸念される。原子力発電を重要なベースロード電源として活用する方針とした国が責任を持って、立地地域の持続的発展に資する取組を行うことを強く求める。

具体的事項

【被災地の復興について】

(1) 被災地の復興・損害賠償

- ① 国は、復興に長期間を要する原子力災害の特殊性を十分に踏まえ、「復興・創生期間」終了後も含め、将来にわたって必要な財源を確保し、各種の復興事業を加速させること。
- ② 国は、被災自治体が策定した復興計画を着実に進めるために必要な復興施策の実施に、責任を持って取り組むこと。
- ③ 国は、復興・再生の原動力となる「イノベーション・コースト構想」の早期実現のため、関係省庁が連携して拠点施設の整備を強力に進めること。
- ④ 国は、復興拠点へのアクセス道路やインターチェンジ、港湾、鉄道など、復興の進捗に大きく関わる基礎的インフラを早期に整備すること。
- ⑤ 国は、復興公営住宅の整備を加速させるとともに、住宅を再建した際の支援を充実させるなど、住民が安心できる、安定した住環境の整備に努めること。
- ⑥ 国は、帰還後の安心した生活に不可欠な医療・介護施設や、にぎわいの創出に必要な商業施設、魅力ある町づくりに必要なスポーツ施設などの整備に対する支援を強化すること。
- ⑦ 国は、研究機関の整備や新たな企業の誘致などによる雇用の創出に取り組むとともに、新規開業や営業再開を行う事業者に対し、経営が安定するまでの期間について、必要な支援を行うこと。
- ⑧ 国は、住民票の移動の有無により被災者が不利益を被ることのないよう配慮すること。

(2) 除染・中間貯蔵施設

- ① 国は、除染にあたり、事故前の環境に回復させることが基本との認識に立ち、帰還困難区域についても早期に計画を示した上で、着実に除染を進めること。また、住民の生活にも密接に関わる山林やため池などについても、実効性のある除染を行うこと。
- ② 国は、除染後のモニタリングやフォローアップ除染に継続的に取り組み、住民の不安の解消に努めること。
- ③ 国は、帰還困難区域内で発生する一般廃棄物の処理について、責任を持って取り組むこと。
- ④ 国は、中間貯蔵施設の入入れに関し、被災地が苦渋の判断をしたことを重く受け止め、早急に体制を強化し、地権者に対して誠意を持って説明を行うこと。
- ⑤ 国は、中間貯蔵施設への汚染土壌等の搬入にあたっては、万全の安全対策を講じ、住民の不安の払しょくに努めること。

(3) 損害賠償

- ① 国は、事業者に対して、被災者の立場に立った迅速かつ確実な損害賠償を行うよう、強く指導すること。また、被災者が生活再建を果たすためにも個別の事情について柔軟に対応し、誠意ある賠償を行うよう指導すること。

- ② 国は、福島第一原子力発電所事故に伴い発生したあらゆる被害に対して、実態に即し被災者が納得できる損害賠償が実行されるよう、紛争審査会の定める指針を不断に見直すこと。
- ③ 国は、事業者に対して、原子力損害賠償紛争解決センターが提示する和解案を尊重するよう厳格に指導するとともに、和解仲介の実効性を確保するための必要な法整備等を行うこと。

(4) 住民の健康管理など

- ① 国は、長期の避難生活やコミュニティの分散などによる被災者の精神的負担に対し、心のケアの取組を長期的に行うこと。
- ② 国は、事故による放射線の影響について、国民に対して正しい情報を発信し、被災地に対する風評の払しょくに積極的に取り組むこと。

(5) 復興に係る体制の強化

- ① 国は、現地における復興や、除染及び中間貯蔵施設整備を加速させるため、関係省庁の現地事務所の開設及び人員の強化を図ること。
- ② 国は、復興庁の期限やその後の在り方を検討し、長期にわたる復興に対して責任ある体制を早期に示すこと。
- ③ 国は、被災自治体に対し、専門的知識を有する職員をはじめとした人員の確保のための支援を、中長期的に行うこと。

(6) 福島第一原子力発電所の安全確保

- ① 国は、福島第一原子力発電所の廃炉や汚染水対策等について、事業者任せにすることなく、国が前面に立ち、国内外からの英知を結集し、安全かつ着実に行うこと。
- ② 国は、福島第一原子力発電所におけるトラブルが再び大きな事故につながり、被災地の復興や住民の帰還に遅れをきたすことのないよう、事業者に対して厳格な安全管理と速やかな情報公開を徹底するよう指導すること。
- ③ 国は、長期にわたる福島第一原子力発電所の廃炉が円滑に進むよう、事業者とともに作業従事者の計画的な確保に取り組むこと。
- ④ 国は、事業者に対して、福島第一原子力発電所における作業従事者の健康管理を徹底するとともに、安全な労働環境の確保や、教育・訓練の充実等により、作業中の事故を未然に防止するよう指導すること。
- ⑤ 国は、福島第一原子力発電所敷地内に仮置きされている高線量ガレキや使用済燃料及び燃料デブリ等の取扱いについて、その方針を明らかにすること。

【安全規制・防災対策について】

(1) 国民から信頼される安全規制の確立

- ① 原子力規制委員会は、福島第一原子力発電所事故の原因究明を継続して行い、事故の分析・検証によって得られた知見や国内外における最新の知見について、速やかに安全規制に反映し、事業者に対して的確な指導を行うこと。
- ② 原子力規制委員会は、規制基準適合性審査を遅滞なく進め、原子力発電所等の安全性を速やかに確認すること。また、敷地内破砕帯の評価にあたっては、多様な知見や専門家の意見等を踏まえた公平・公正な議論を尽くした上で、科学的根拠に立脚した結論を導き出すこと。
- ③ 原子力規制委員会は、原子力安全文化に対する現場職員の意識や取組を評価するなど、事業者の行う原子力安全文化醸成活動に対して厳格な指導を行うこと。
- ④ 原子力規制委員会は、規制基準適合性審査や敷地内破砕帯の評価等の結果や経緯について、明確な判断基準とその根拠を示し、立地地域をはじめ国民に安全性をわかりやすく説明すること。
- ⑤ 原子力規制委員会は、インターネット等による一方的な情報発信に頼ることなく、立地自治体や事業者、様々な分野の専門家など、原子力利用における関係者との対話を重視し、組織としての透明性の確保と信頼性の向上に努めること。
- ⑥ 原子力規制委員会は、安全規制に携わる人材の更なる増強と育成を図り、規制機関としての能力の向上に努めるとともに、現場重視の活動原則に則り、各地の原子力規制事務所の人員や機能、役割を強化すること。

(2) 原子力防災対策の強化

- ① 国は、原子力災害時においては主導的役割を担うことを基本に、地域の実情に即した実効性のある対策が速やかに実行できるよう、関係自治体や事業者、その他関係機関との連携体制の強化を図ること。
- ② 原子力規制委員会は、原子力災害対策指針について、最新の国際的知見を反映させるとともに、関係自治体等の意見も積極的に取り入れ、不断の見直しに努めること。
- ③ 国は、災害時の避難に必要な道路や港湾等の整備・改良の必要性について、関係省庁間で認識を共有し、国が主体的に整備促進を図ること。
- ④ 国は、複合災害時においても、緊急時モニタリング結果など、災害対応に必要な情報を迅速かつ確実に市町村に伝えることのできる体制の構築及び通信機器の整備等を行うこと。
- ⑤ 国は、広域避難や要配慮者の避難手段、避難先の確保について、主体的に関係自治体や関係機関等との調整を行い、迅速に避難できる体制を構築すること。
- ⑥ 国は、避難行動要支援者の搬送を自衛隊や消防等の公的機関の任務として位置付けるなど、災害時に迅速に搬送できる体制を整備すること。
- ⑦ 国は、原子力防災業務に携わる自治体、関係省庁、原子力事業者、その他民間事業者などの職員が、原子力災害時に連携して、迅速に対応できるよう、実践的な訓練を含めた対応能力向上に必要な研修等を行える施設を早急に整備すること。

- ⑧ 国は、広域避難に関わるバス事業者等が安心して協力できるような明確な基準、対策等を早期に策定するとともに、自治体職員等の被ばく線量に関して職員に不安が生じないように、明確な方針を示すこと。
- ⑨ 国は、避難者等の避難退域時検査や除染を迅速かつ確実に行える体制を関係自治体等との調整を踏まえた上で、責任を持って整備すること。
- ⑩ 国は、原子力災害時に防災担当職員を市町村に派遣できる体制をあらかじめ確立し、災害発生時には確実に職員を派遣すること。
- ⑪ 国は、防災拠点の機能強化や避難先との連携強化など、市町村が独自に行う災害対策事業等に対する財政支援を行うこと。
- ⑫ 国は、即時避難が困難な要配慮者等の屋内退避施設整備に係る原子力災害対策施設整備費補助金について、地域の実情を十分に踏まえ柔軟に対応すること。
- ⑬ 国は、原子力防災訓練を通じ、原子力災害時における防護措置や避難手順などについて、住民の理解を深める取組を行うこと。
- ⑭ 国は、UPZ域における安定ヨウ素剤の緊急配布、服用に関する明確な基準を示すとともに、広域避難や屋内退避の際にも住民に対して迅速かつ確実に配布・服用が行える仕組みを構築すること。また、乳幼児が迅速に服用できる製剤の開発を進めること。
- ⑮ 国は、テロや武力攻撃等に対し、関係機関が連携し迅速な対応がなされるよう、有事に備えた原子力発電所等の防護対策を強化すること。

【原子力政策について】

(1) 今後の原子力政策

- ① 国は、エネルギー基本計画を踏まえた具体的施策を着実に進めるとともに、立地地域との対話や情報共有を積極的に行い、政策の現場である立地地域の意見を施策に反映させること。
- ② 国は、規制基準への適合が確認された原子力発電所の稼働にあたっては、稼働の必要性を明瞭に示し、立地地域や国民の理解が得られるよう、丁寧な説明をはじめ最大限の取組を行うこと。
- ③ 国は、長期エネルギー需給見通しで示したエネルギーミックスを実現するため、原子力発電所の新增設やリプレースも含めた具体的な計画を示すこと。
- ④ 国は、再処理・プルサーマル・高速増殖炉開発などの意義や、核燃料サイクル政策の実現性について、具体的展望を持って国民に丁寧に説明するとともに、必要な資源を投資し、核燃料サイクル政策を着実に進めること。
- ⑤ 国は、バックエンドに係る諸課題について、立地地域のみならず消費地を含めた国民共通の課題であるとの理解促進を図り、国民全体で早期解決に向けた建設的議論が行える環境を整備すること。
- ⑥ 国は、高レベル放射性廃棄物の最終処分に係る課題に対し、主体的立場で早期解決に向けた取組を加速させること。また、科学的有望地の選定にあたっては都市部を含めた検討を行った上で早期に提示し、国民的な議論を全国で進めること。
- ⑦ 国は、使用済燃料について、発電所敷地外への早期搬出が基本であるとの認識に立ち、中間貯蔵施設や再処理工場の整備などを強力に進めること。
- ⑧ 国は、廃炉で発生する低レベル放射性廃棄物の処分場確保に積極的に関与し、早期解決に向けた取組を進めること。また、地元説明会の開催や安全対策事業の実施のために必要な支援を行うこと。

(2) 原子力の理解促進・人材育成

- ① 国は、重要なベースロード電源である原子力発電の重要性や必要性について、国民に丁寧に説明し、原子力利用に対する理解を得る取組を積極的に行うこと。
- ② 国は、原子力の確実な安全確保に資する上でも、原子力に携わる人材の育成や技術継承のための取組を強化すること。
- ③ 国は、原子力を含めたエネルギー問題や放射線について、学校や地域における教育の充実を図るなど、正しく理解するための取組を強化すること。

(3) 原子力損害賠償制度の見直し

- ① 国は、原子力災害時の被災者救済においては、最終的に国が責任を持つという認識のもと、関係法令の改正や整備を行い、国の責任のあり方を明確にすること。
- ② 国は、賠償金支払いに備えた賠償措置額を引き上げるとともに、事業者の賠償責任が免除されるケースを明確にすること。

【立地地域対策について】

(1) 立地地域の経済・雇用対策

- ① 国は、原子力発電所の長期停止や建設工事の延期、廃炉などによる地域経済への影響の実態を把握し、地域の実情に応じた経済振興や雇用確保のための具体的施策を講じること。
- ② 国は、立地市町村が行う経済振興や雇用維持・創出対策に対し、財政的支援を行うこと。
- ③ 国は、立地地域において企業や人材の流出を防ぎ、新規企業の進出を促進するため、設備投資にかかる借入金の利子補給や電気料金補助制度の拡大、地元雇用に係る交付金制度の創設など、立地地域企業への特別な措置を講じること。
- ④ 国は、立地地域が持続的に発展できるよう、地域特性に応じた新産業の創出や企業誘致など、産業構造の多様化に向けた支援を責任を持って行うこと。

(2) 電源三法交付金など

- ① 国は、電源三法交付金について、電力安定供給に資するための施策であることを国民に十分広報し、理解を得ること。
- ② 国は、電源三法交付金について、地域の実情に即した積極的かつ柔軟な事業が行えるよう、用途を自由裁量とし、事務手続きを簡素化すること。
- ③ 国は、みなし交付金の算定に用いる稼働率の見直しにより、市町村の財政運営に影響が生じないよう、新たな措置を講じること。
- ④ 国は、「原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業」及び「エネルギー構造転換理解促進事業」について、立地地域が持続的に発展できるよう、立地市町村が対応を余儀なくされる施設の解体撤去完了までを交付対象期間とし、恒久的な制度にするとともに、地域の実情に即した幅広い用途に活用できるよう、柔軟な運用とすること。
- ⑤ 国は、電源三法交付金について、立地市町村が対応を余儀なくされる施設の解体撤去完了までを交付対象期間とすること。
- ⑥ 国は、使用済燃料貯蔵に係る電源三法交付金（長期発展対策交付金使用済燃料貯蔵分）について、貯蔵能力に係る算定対象期間を一定期間で打ち切ることなく、貯蔵する使用済燃料の撤去完了までを交付対象期間とすること。
- ⑦ 国は、原子力発電所の廃炉等、立地地域の環境の変化に伴う財政事情を最大限勘案し、電源三法交付金により造成した施設の財産処分に対して柔軟に対応し、財政負担の軽減を図ること。
- ⑧ 国は、立地地域の振興や福祉向上、雇用創出に大きな役割を果たす原子力立地給付金及びF補助金について、拡充を行うこと。
- ⑨ 国は、原子力発電所等に係る固定資産税について、施設の稼働年数の実態に即し、税制上の耐用年数を延長するとともに、立地市町村の対応が不可欠となる施設の解体撤去完了まで、課税期間を延長すること。
- ⑩ 国は、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法について、立地地域における安全対策の必要性などを考慮し、対象事業の拡大や補助率のさらなるかさ上げなど、制度を拡充すること。